

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会幹事会規程の一部を改正する規程

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会幹事会規程の一部を次のように改正する。

第3条第6項中「愛知県尾張事務所行政企画課課長補佐」を「愛知県尾張事務所行政企画課長」に改める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会事務局規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>6 幹事会にオブザーバーを置き、<u>愛知県尾張事務所行政企画課長</u>をもって充てる。</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>6 幹事会にオブザーバーを置き、<u>愛知県尾張事務所行政企画課課長補佐</u>をもって充てる。</p>